

公印省略

5 障 第 9 7 8 号
令和5年7月7日

各障がい福祉サービス事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長
(指定係)

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る実績報告書の提出について

標記の件について、福祉・介護職員処遇改善加算等の支払いを受けた障がい福祉サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の月末までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出することとなっています。

つきましては、下記により実績報告書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和5年7月31日(月)【必着】

2 提出書類

<必ず提出する書類>

01_【チェックリスト】実績報告用

02_別紙様式3-1、3-2、3-3_障害福祉サービス等処遇改善実績報告書

※根拠資料は、様式3-1の誓約欄で確約することで原則提出不要です。

<必要に応じて提出する書類>

03_別紙様式3-4_職員分類の変更特例に係る実績報告

04_別紙様式4_変更に係る届出書

05_別紙様式5_特別な事情に係る届出書

3 提出方法

障がい福祉サービス指導室宛に電子メールで提出

(メールタイトル: 令和4年度処遇改善実績報告書の提出について)

4 様式等掲載場所

提出様式については、メール添付の他、下記ホームページよりダウンロードしてください。

<福岡県庁ホームページ>

→【県の機関】内の「知事部局」をクリック(トップページの左下)

→【福祉労働部】の「障がい福祉課」をクリック

→【福祉・介護職員処遇改善加算関係】の中の『令和4年度福祉・介護職員処遇改善実績報告書について』をクリック

5 提出先及び問い合わせ先

事業所区分	届出先及び問い合わせ先
県域（北九州市、福岡市、久留米市以外）に所在する事業所 ※久留米市に所在する障がい児入所施設含む ※基準該当事業所除く	福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係 Mail : shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp
北九州市に所在する事業所	北九州市役所障害者支援課
福岡市に所在する事業所	福岡市役所障がい福祉課 又は 福岡市役所子ども発達支援課
久留米市に所在する事業所 ※障がい児入所施設を除く	久留米市役所障害者福祉課
基準該当事業所	指定を受けている市町村

6 提出の際の留意事項

- (1) まず、「02_別紙様式3-1、3-2、3-3」のファイルを開き、「はじめに」（作成にあたっての入力シート等の説明）を確認してください。
- (2) エクセルシートは計算式を設定していますので、着色部のみを入力してください。
- (3) 複数の事業所がある場合は、指定権者（福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・（基準該当事業所の場合）指定を受けている市町村）毎に取りまとめて提出が必要です。
- (4) 提出の際には事業所番号に誤りがないか、未記入の箇所がないか等を必ず確認してください。
- (5) 介護保険サービスにおいても同様の加算がありますが、報告様式及び報告先が異なりますので、御注意ください。
- (6) 本件に係る問い合わせについては、回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るためメールでの受付のみとさせていただきます。別添様式等を十分に確認の上、それでも不明な点がある場合には、下記問い合わせ先にメールを送付いただきますようお願いいたします。
- (7) 問い合わせの多い事項については、別途「よくある質問」としてまとめ、県HPに掲載しますので、問い合わせの前にはそちらも事前にご確認ください。

(お問い合わせ先)

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室（指定係）

E-mail : shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp